

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三
十五条に基づく国際証明書等に関する省令の一部を改正する省令案
に対する意見募集の結果について

令和4年11月7日
経済産業省
産業技術環境局
基準認証政策課

令和4年7月15日付けで、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十五条に基づく国際証明書等に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和4年7月15日（金）～令和4年8月15日（月）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送又は電子メール

2. 意見募集の結果

1件

3. 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局基準認証政策課

パブリックコメント担当

電話：03-3501-9471

(別紙)

「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十五条に基づく国際証明書等に関する省令の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

※行政手続法第四十三条第二項に基づき、提出意見は要約しております。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	日本とイギリスで、「日英」と記載があるのに、なぜ日本とシンガポールで「日シ」になるのか	「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十五条に基づく国際証明書等に関する省令」において、日本国とシンガポール共和国との間の協定を「日シ協定」と定めたのは、上位法令である「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」の旧法「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」（平成14年4月26日公布）で、日本国とシンガポール共和国との間の協定を「日シ協定」と定めたことに倣ったものです。